



中津市監査委員告示第 18 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知等があったので、同法同条の規定により別紙のとおり公表する。

令和4年11月22日

中津市監査委員 岡 雅 一

中津市監査委員 恒 賀 慎太郎

# 措置状況報告書

監査の名称：令和4年度 財政援助団体監査

指 摘 事 項	措置内容又は措置方針等	備考
<p>[実施団体名] 中津市猟友会</p> <p>[補助金等名] 令和3年度中津市猟友会活動補助金</p> <p>[所管部局・課] 商工農林水産部林業水産課</p> <p>I. 団体に対する事項 (指摘事項) 令和3年度決算書で、準備、積立金として定期解約分の300,001円が収入としてあがっている。残金を積み立てた場合、支出として処理するのではなく繰越金として決算書にあげるよう事務処理を改められたい。</p> <p>II. 所管課に対する事項 (指摘事項)</p> <p>① 毎年かなりの数の鳥獣が捕獲されているが、そのほとんどが処分されている。 捕獲量のうち、ジビエとして流通している量は、大分県は4%と全国平均10%を下回っており、県もジビエ導入セミナーの開催やジビエ新規取り扱い支援を行い、ジビエの普及に向け取り組みを行っている。中津市も年に数回学校給食に利用するなど一部活用しているが、その数はまだまだ少ないため、今後より一層、捕獲した鳥獣の有効活用を推進されたい。</p> <p>② 中津市猟友会の令和3年度決算書では、前年度繰越金が388,112円、定期解約分が300,001円あり、合わせて688,113円の繰越金があった。令和3年度の繰越金も補助額の半分以上の426,929円となっているため、補助金の必要性について見直し、補助金の縮減等について検討されたい。</p>	<p>今回の指摘に対して、今後は残金を積み立てた場合、繰越金として処理を行います。</p> <p>① 中津市においては狩猟団体が有害鳥獣捕獲事業で捕獲した鳥獣については、埋設もしくは焼却により処分しています。 捕獲個体について、他の方法で活用したいという相談などがあれば、市として支援策など考えてまいります。</p> <p>② 令和2年度事業では新型コロナウイルス感染防止対策により予定していた活動が実施できないという状況であり、それにより支出額が抑えられ、令和3年度への繰越金が一時的に増額したと考えております。今後、「繰越金が増額する」、「補助金額に対し大きな割合を占める繰越金が計上される」といった状況が続くようであれば、補助金の見直し・縮減等を検討いたします。</p>	